

港湾施設使用料

連絡先一覧

入港料

使用区分	料金
(1) 外航船舶で総トン数700トン以上 ※定期コンテナ航路の外航船舶については、令和3年8月1日以降の入港回数から係数0.5の入港回数の入港に限り、入港料を免除する。	2 円 30 銭 / トン
(2) 内航船舶で総トン数700トン以上 ※定期コンテナ航路の外航船舶については、令和3年5月6月1日以降の入港回数から係数0.5の入港回数の入港に限り入港料を免除する。	1 円 26 銭 / トン
【備考】	
1 「外航船舶」とは、海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業（同法第44条に規定する船舶運航の事業を含む）に使用される船舶のうち本邦の港湾と本邦以外の地域の港湾との間又は本邦以外の地域の各港湾間において又は他の運送をする船舶をいう。以降の料金表も同じ。	
2 「内航船舶」とは、「外航船舶」以外の船舶をいう。以降の料金表も同じ。	
3 1トン未満の端数があるときは、当該端数は1トンとする。	

通常使用

使用区分	料金
1 岸壁・物揚場・船揚場使用料	
(1) 総トン数5トン未満の船舶	4,600 円 / トン・年
(2) 総トン数5トン以上50トン未満の船舶	171 円 / 24h
(3) 総トン数50トン以上100トン未満の船舶	345 円 / 24h
(4) 総トン数100トン以上150トン未満の船舶	518 円 / 24h
(5) 総トン数150トン以上の船舶	
① 使用時間が12時間以内の場合	内航船舶 5 円 19 銭 / トン 外航船舶 2 円 72 銭 / トン
② 使用時間が12時間を超える場合 イ 使用時間が24時間まで	内航船舶 6 円 93 銭 / トン 外航船舶 6 円 30 銭 / トン
③ 使用時間が24時間を超える場合 ロ 使用時間が24時間を超える分	内航船舶 3 円 15 銭 / トン 外航船舶 3 円 46 銭 / トン・12h 外航船舶 3 円 15 銭 / トン・12h 外航船舶 1 円 58 銭 / トン・12h
※定期コンテナ航路の外航船舶は50%減免	
(6) 総トン数の表示のない船舶、その他船舶に類する施設 ① 長さ10メートル以上50メートル未満のもの ② 長さ50メートル以上のもの	内航船舶 172 円 / 24h 外航船舶 157 円 / 24h 内航船舶 346 円 / 24h 外航船舶 315 円 / 24h
(8) プレジャーボート	566 円 / 船長×月
【備考】	
1 山形県内の港湾又は漁港に船籍を有する船舶により使用する場における使用料の額は、所定の使用料の額の2分の1に相当する額とする。	
2 使用トン数及び使用期間の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。	
3 係船ロープを使用する場合、使用時間24時間まで1本につき11,550円（外航船舶にあっては10,500円）、24時間を超えるときは、当該超過する分12時間までごとに1本につき5,770円（外航船舶にあっては5,250円）を加算する。	
2 係船浮標・係船くい使用料	
(1) 係留時間24時間まで総トン数	内航船舶 1 円 15 銭 / トン 外航船舶 1 円 05 銭 / トン
(2) 係留時間24時間を超えるときは、当該超過する分	内航船舶 57 銭 / トン・12h 外航船舶 52 銭 / トン・12h
【備考】	
使用トン数に満たない場合は、その単位まで引き上げる。	
3 公称臨港線使用料	
貨物1トン当たり輸送距離	3 円 77 銭 / 100 ㎡
【備考】	
貨物の重量及び輸送距離の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。	
4 軌道走行式荷役機械	
コンテナクレーン	※3分の1減価適用後の料金である、 23,067 円 / 30 分
5 移動式荷役機械	
(1) リースタッカー	※3分の1減価適用後の料金である、 1,280 円 / 30 分
6 ふ頭荷さばき地使用料	
(1) 専らコンテナの保管の用に供するふ頭荷さばき地以外のふ頭荷さばき地	
① 使用期間が4日を超え30日まで	12 円 10 銭 / ㎡・日
② 使用期間が30日を超える場合	24 円 20 銭 / ㎡・日
(2) 専らコンテナの保管の用に供するふ頭荷さばき地	51 円 / TEU・日
【備考】	
※(2)は29の減価適用後の料金である、	
1 専らコンテナの保管の用に供するふ頭荷さばき地以外のふ頭荷さばき地にあっては使用期間が4日以内の場合は、使用料を徴収しない。	
2 使用面積の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。	
3 冷凍コンテナ用電源設備を使用する場合は、使用する電力量1キロワット時につき31円を加算する。（使用する電力量が単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。）	

使用区分	料金
7 木材荷さばき場使用料	
1,040 円 / 7・8・15 日	
【備考】	
使用面積及び使用期間の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。	
8 上屋使用料	
(1) 専らコンテナの荷さばきの用に供する上屋以外の上屋	
① 使用期間が15日以内まで	14 円 50 銭 / ㎡・日
② 使用期間が15日を超え30日まで	29 円 02 銭 / ㎡・日
③ 使用期間が30日を超える場合	43 円 54 銭 / ㎡・日
(2) 専らコンテナの荷さばきの用に供する上屋	20 円 / ㎡・日
(3) 上屋内事務室	44,810 円 / 月
(4) コンテナ管理施設	1,270 円 / ㎡・月
【備考】	
1 使用面積の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。	
2 くん蒸施設を使用する場合はくん蒸する貨物1トン当たり142円を加算する。（くん蒸する貨物の重量が単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。）	
3 加温設備を使用する場合は、1日当たり24,800円を加算する。	
4 天井クレーンを使用する場合は1時間当たり4,890円を加算する。（天井クレーンを使用する時間が単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。）	
5 使用期間がその単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。	
9 野積場使用料	
(1) 使用期間が15日以内まで	2 円 37 銭 / ㎡・日
(2) 使用期間が15日を超え30日まで	3 円 32 銭 / ㎡・日
(3) 使用期間が30日を超える場合	4 円 28 銭 / ㎡・日
【備考】	
使用面積の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。	
10 船舶給水施設使用料	
(1) 外航船舶以外の船舶に給水する場合	
① 時間内に行う給水	561 円 / ㎡
② 時間外に行う給水	719 円 / ㎡
(2) 外航船舶の船舶に給水する場合	
① 時間内に行う給水	510 円 / ㎡
② 時間外に行う給水	654 円 / ㎡
【備考】	
使用給水量が単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。	
11 廃棄物選別施設使用料	
選別物	141 円 / ㎡
【備考】	
選別物の容積が単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。	
12 廃油処理施設使用料	
ビルジ又は廃油	内航船舶 2,140 円 / トン 外航船舶 1,950 円 / トン
【備考】	
ビルジ又は廃油の重量が単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。	
13 酒田プレジャーボートスポット	
(1) 使用期間が1月未満の場合	135 円 / 船長×日
(2) 使用期間が1月以上の場合	662 円 / 船長×月

目的外使用又は占有

使用区分	料金
1 港湾施設使用料	
(1) 港湾管理事務所	
(2) その他の港湾施設	
① 電柱類及びこれに類するもの	1,500 円 / 本・年
② 鉄塔及びこれに類するもの	1,650 円 / 1.7 ㎡・年
③ 地下工作物（管渠埋設を含む）	375 円 / ㎡・年
④ 架空工作物	360 円 / ㎡・年
⑤ 架線	260 円 / ㎡・年
⑥ その他	720 円 / ㎡・年
【備考】	
使用面積が単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。	
2 港湾施設用地使用料	
(1) 工作物を設置する場合	
① 電柱類及びこれに類するもの	1,500 円 / 本・年
② 鉄塔及びこれに類するもの	1,650 円 / 1.7 ㎡・年
③ 地下工作物（管渠埋設を含む）	375 円 / ㎡・年
④ 架空工作物	360 円 / ㎡・年
⑤ 架線	260 円 / ㎡・年
⑥ その他	720 円 / ㎡・年
【備考】	
使用面積が単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。	
2 使用面積が1年に満たない場合にあっては、月割計算によるものとする。この場合において、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月に引き上げるものとする。	
3 使用期間が1月に満たない場合の使用料の額は、前号の規定により算出した額に100分の110を乗じて得た額とする。	
(2) 工作物を設置しない場合	
	80 円 / ㎡・月
【備考】	
1 駐車場の用に供するときは、各港湾ともに1平方メートル1月につき140円とする。	
2 使用面積の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。	
3 使用期間の単位に満たない場合は日割計算によるものとする。	
4 使用期間が1月に満たない場合の使用料の額は、前号の規定により算出した額に100分の110を乗じて得た額とする。	

1 総合案内	■山形県港湾事務所 山形県酒田市船場町二丁目5-15 Tel.0234-26-5636 Fax.0234-22-5216
2 国際輸送	■“プロスパーポートさかた”ポートセールス協議会（事務局 山形県港湾事務所） 山形県酒田市船場町二丁目5-15 Tel.0234-26-5634 Fax.0234-22-5216 URL:http://www.port-of-sakata.jp/
3 定期コンテナ航路	■高麗海運ジャパン株式会社（高麗海運株式会社日本総代理店） 東京都港区新橋一丁目18-16 日本生命新橋ビル4階 Tel.03-3500-5051 Fax.03-3500-5096 URL:http://www.kmtcjapan.com/ ■株式会社シノコー成本（長崎商船株式会社日本総代理店） 東京都中央区日本橋二丁目13-10 日本橋サンライズビル2階 Tel.03-6281-8272 Fax.03-6251-8192 URL:http://seihon.sinokor.co.kr/ ■南海海運ジャパン株式会社（南海海運株式会社日本総代理店） 東京都千代田区鍛冶町二丁目9-12 神田徳ビル1階 Tel.03-5843-6100 Fax.03-5843-6110 URL:http://www.namsung.co.jp/ ■コスコシッピングラインズジャパン株式会社 東京都千代田区霞が関三丁目2番1号 霞が関コンモゲート西館33階 Tel.03-6328-2087 Fax.03-5532-5311 URL:https://worldlines.coscoshipping.com/japan ■鈴与海運株式会社 静岡県静岡市清水区万世町二丁目4番8号 Tel.054-354-3101 Fax.054-354-3102 URL:https://www.suzuyomarine.co.jp/
4 港湾荷役	■酒田港国際ターミナル事業協同組合 山形県酒田市高砂232 Tel.0234-33-1939 ■日本通運株式会社仙台支店ロジスティクス第二部酒田物流事業所 山形県酒田市宮海字治八郎畑1-31 Tel.0234-35-1288 Fax.0234-34-2811 URL:http://www.nittsu.co.jp ■酒田海陸運送株式会社 山形県酒田市船場町二丁目6-19 Tel.0234-22-1801 Fax.0234-22-2869 URL:http://www.sakata-kairiku.co.jp
5 C I Q 体制	C I Q とは、国境を超える交通および物流において必要とされる手続きで、税関（Customs）、出入国管理（Immigration）、検疫（Quarantine）を執り行う機関や施設のことをいう。 税関＞■財務省東京税関酒田税関支署（酒田港湾合同庁舎） 山形県酒田市船場町二丁目5-43 Tel.0234-22-1024 Fax.0234-22-1035 URL:http://www.customs.go.jp/ ■東京税関酒田地区保税会（事務局 酒田海陸運送株式会社） 山形県酒田市船場町二丁目6-19 Tel.0234-22-1801 Fax.0234-22-2869 入国管理＞■法務省仙台出入国在留管理局酒田港出張所 山形県酒田市船場町二丁目5-43 Tel.0234-22-2746 Fax.0234-22-2824 URL:http://www.immi-moj.go.jp/ 検疫＞■厚生労働省仙台検疫所酒田出張所（酒田港湾合同庁舎） 山形県酒田市船場町二丁目5-43 Tel.018-846-8280 Fax.018-846-8283（秋田船川出張所）URL:http://www.forth.go.jp/keneki/sendai/ 植物防疫＞■農林水産省横浜植物防疫所新潟支所（新潟港湾合同庁舎） 新潟県新潟市中央区竜が島一丁目5-4 Tel.025-244-4401 Fax.025-246-2730 URL:http://www.maff.go.jp/pps/ ■酒田植物検疫協会（事務局 酒田木材工業団地協同組合内） 山形県酒田市宮海字明治99-3 Tel.0234-33-3566 Fax.0234-33-1774 ■植物貿易検査業務調整室（山形県港湾事務所内） 山形県酒田市船場町二丁目5番15号 Tel.0234-26-5639 動物検疫＞■農林水産省動物検疫所新潟空港出張所 Tel.025-275-4565 Fax.025-270-9741 新潟県新潟市東区松浜町3710 新潟空港ターミナルビル URL:http://www.maff.go.jp/aqs/ ■酒田動物検疫協会（事務局 酒田海陸運送株式会社） 山形県酒田市船場町二丁目6-19 Tel.0234-22-1801 Fax.0234-22-2869 食品検査＞■厚生労働省仙台検疫所 宮城県塩釜市真通三丁目4-1 Tel.022-367-8102 Fax.022-362-3300 URL:http://www.forth.go.jp/keneki/sendai/ ■一般財団法人山形県理化学分析センター Tel.023-645-5308 Fax.023-645-5305 山形県山形市松栄一丁目6-68 アルカディアソフトパーク内 URL:http://www.y-nikagaku.jp/ ■日本環境科学株式会社 山形県山形市高木6 Tel.023-644-6900 Fax.023-644-6908 URL:http://www.jesc-y.jp/
6 リサイクルポート	■酒田リサイクルポート推進協議会（事務局 山形県県土整備部空港港湾課） 山形県山形市松波二丁目8-1 Tel.023-630-2625 Fax.023-630-2664
7 環境産業	■山形県環境エネルギー部循環型社会推進課 山形県山形市松波二丁目8-1 Tel.023-630-2302 Fax.023-625-7991
8 産業廃棄物	■山形県庄内総合支庁保健福祉環境部環境課 山形県東田川郡三川町大字横山字袖東19-1 Tel.0235-66-4914 Fax.0235-66-4749
9 企業立地	■山形県産業労働部産業創造振興課産業立地室 山形県山形市松波二丁目8-1 Tel.023-630-2690 Fax.023-630-2128 URL:http://www.pref.yamagata.jp/sr/quest/
10 酒田市助成制度	■酒田市地域創生部商工港湾課企業立地・産業振興係 山形県酒田市本町二丁目2-45 Tel.0234-26-5361 Fax.0234-22-3910 URL:http://www.city.sakata.lg.jp/kigyoo/
11 貿易全般	■独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）山形貿易情報センター Tel.023-622-8225 Fax.023-623-1014 山形県山形市七日町三丁目5-20 AIG 山形ビル4階 URL:http://www.jetro.go.jp/jetro/japan/yamagata/ ■一般社団法人山形県国際経済振興機構 Tel.023-687-1127 Fax.023-687-1129 山形県山形市七日町三丁目5-20 AIG 山形ビル5階 URL:http://www.yamagata-export.jp/